規則

給料 \mathcal{O} 調整額に関する規則 の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年一月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七—一〇二四

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料 の調整額に関する規則(埼玉県人事委員会規則七 -三九七) \mathcal{O} _ 部を 次 のよ

うに改正する。

番号を付する。 \mathcal{O} 備考2、 用 第二条を削り、 しない 額をいう。 別表第二の 第一 条第二項 以下同じ。 備考2又は 中 別表第四 」を加え、 (その 口 額 \mathcal{O} が 備考 給料 同条の条名を削り、 2若し \mathcal{O} < は 下 ハ \mathcal{O} 備考 同条第一項に項 **(**条 2 例 \mathcal{O} 別 規定を 表 第

)村

この規則は、令和二年四月一日から施行する。